

## 第10回「労働団体法 ⑤労働協約 A：効力」

2022.05.11. 佐藤

### はじめに

#### 1)前回のまとめ

1.内容：〈論点〉経営事項が義務的団交事項になるか否か

〈法〉正当な団交権行使の要件(当事者・担当者・事項・態様)、判例

〈諸説〉狭義の労働条件のみ・労働条件に関係するもの・雇用保障への関心

2. Reading Assignment に関する設問についての解説

①契約権説・協約権説・参加権説 ②労働者の社会的、一般的地位の向上

#### 2) Reading Assignment に関する設問

以下の設問に対する解答を、自己点検用紙に書きなさい。

①西谷教授は、外部規律説の問題点としていかなることを挙げているか。

②西谷教授は、ヨーロッパ諸国の労働協約が有利原則を認める理由は何であると述べているか。

**本日の課題**：R.A.解答と自己点検を、自己点検用紙に記入して提出する

### \* 「有利原則」の是非

	労働契約より労働協約が有利	労働契約が労働協約より有利
両面的強行性説・有利原則否定説	労働協約	労働協約
理由：産別と企業別の労働協約の位置づけの違い、契約が有利なのは組合つぶし		
片面的強行性説・有利原則肯定説	労働協約	労働契約
理由：個人の権利(とりわけ成果主義の下では)、組合つぶしは不当労働行為制度で救済すべき		

・関連判例：朝日火災海上保険（石堂）事件・最一小判・平成9.3.27

**【参考文献】** 日本労働法学会編『講座2 1世紀の労働法3 労働条件の決定と変更』（2000年、有斐閣）

**【課題提出者数】** 4/13 4/15 4/20 4/22 4/27 4/29 5/06 5/11 5/13 5/18  
137 138 140 133 135 128

### 【自己点検】

1) Reading Assignment に関わる問題への解答

2) 自己点検 a) 講義の論点 b) 論点にかかわる法状況 c) 論点についての諸見解

3) 自由記述 a) 講義に関する質問 b) その他

### 【次回講義への Reading Assignment】

次回講義タイトル：「労働団体法 ⑤労働協約 B：終了」

講義テーマ：協約終了後には使用者は一方的に労働条件を決定できるのだろうか

教科書の該当部分：第5章「労働協約」「VII 期間・終了」、直接に関連は p.138-p.139

Reading Assignment：砂山克彦「労働協約の終了と効力」

『現代労働法講座 第6巻』（総合労働研究所、1981年）、172頁以下